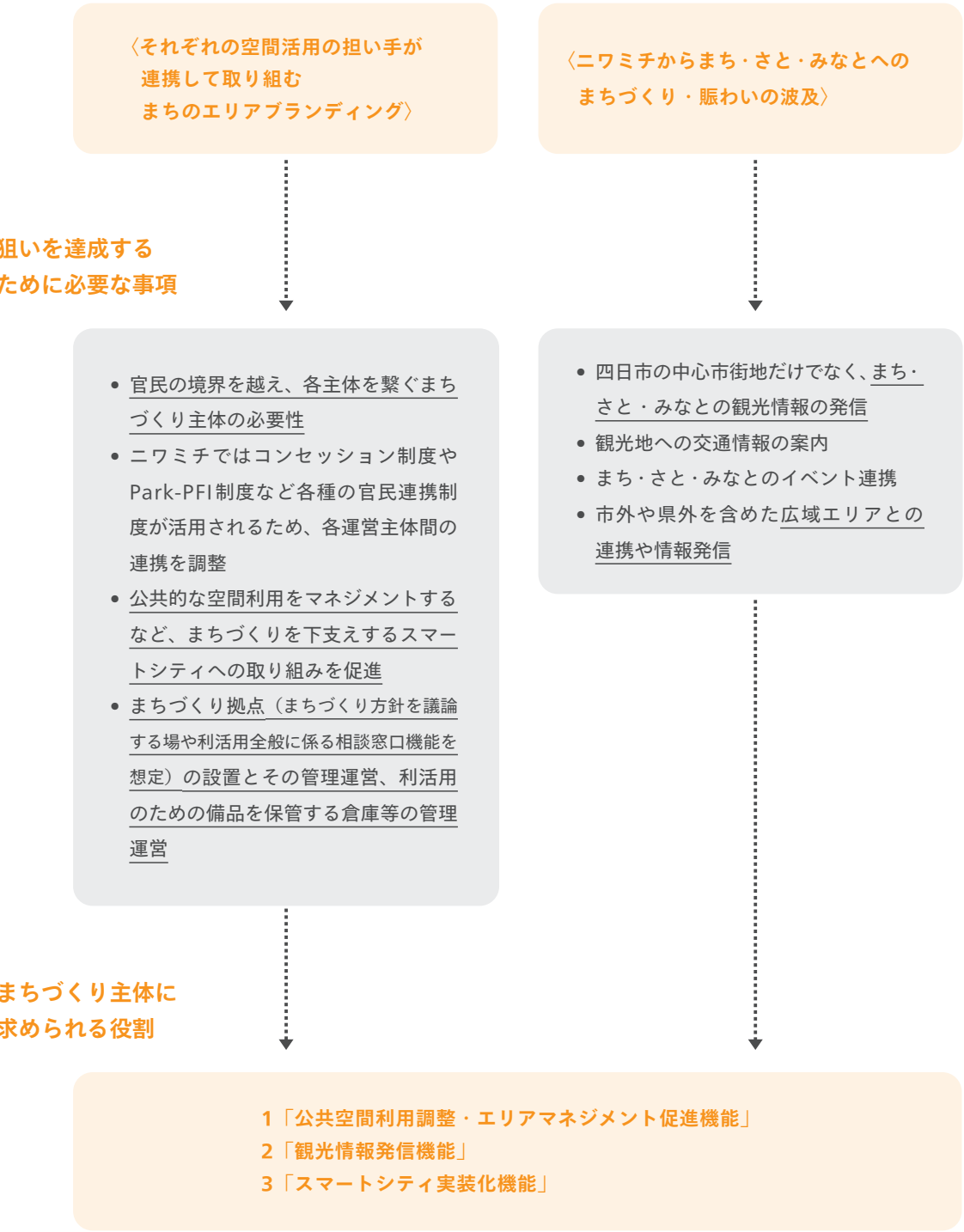


2-1 ニワミチ全体の一体的なマネジメントを実現するまちづくり主体

利活用戦略の狙いから整理される、まちづくり主体に求められる役割は以下のとおり

利活用戦略の狙い



2-2 体制

まちづくり主体に求められる以下の機能を担う（仮）ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズ（以下、NYP）を設置し、官民連携でニワミチの一体的なマネジメントを行う

※商業・観光・情報に係る政策を担い公共施設の管理者としての役割を担う四日市市が、ニワミチに関わるそれぞれの主体間の調整の場として設置
市の関連部局に加え、これまでのまちづくり活動や商店街との連携、バスタ四日市の運営等を踏まえ、既存のまちづくり団体が参画

1.公共空間利用調整・
エリアマネジメント促進機能

- 1-1 公共空間利活用促進・調整業務
- 1-2 まちづくり主体間連絡調整業務
- 1-3 まちなかスペースの利活用支援業務

2.観光情報発信機能

- 2-1 観光情報発信業務
- 2-2 公共空間活用を含む、
中心市街地の観光振興・プロモーション業務

3.スマートシティ実装化機能

- 3-1 公共空間での取得データの情報管理業務
- 3-2 各種データの編集・発信業務

従来型の利活用体制

- 主体間の調整役が不在のため、ニワミチの一体的なマネジメントや利活用が困難
- 特定の利活用窓口がなく、利活用時のルールの周知や調整が困難
- 各々の主体がそれぞれの利益を追求するため、まちの活性化を目的とした利活用が困難



NYPの設置による利活用体制

- NYPが主体間の連絡調整役になることで、官民連携でのニワミチの一体的なマネジメントや利活用が可能となる
- NYPが窓口機能となり、利活用に関する情報発信やマナー啓発、イベント時の来場者のアクセス方法・誘導等の実施・調整が可能となる
- NYPが、特定の主体の利益ではなく公益を追求し、まちづくりに資する利活用に前提とした調整を行うことで、四日市のまち全体の活性化につながる